

施業集約化・境界明確化、森林シューセキ！セミナー

森林経営管理制度の取組み 成果報告会



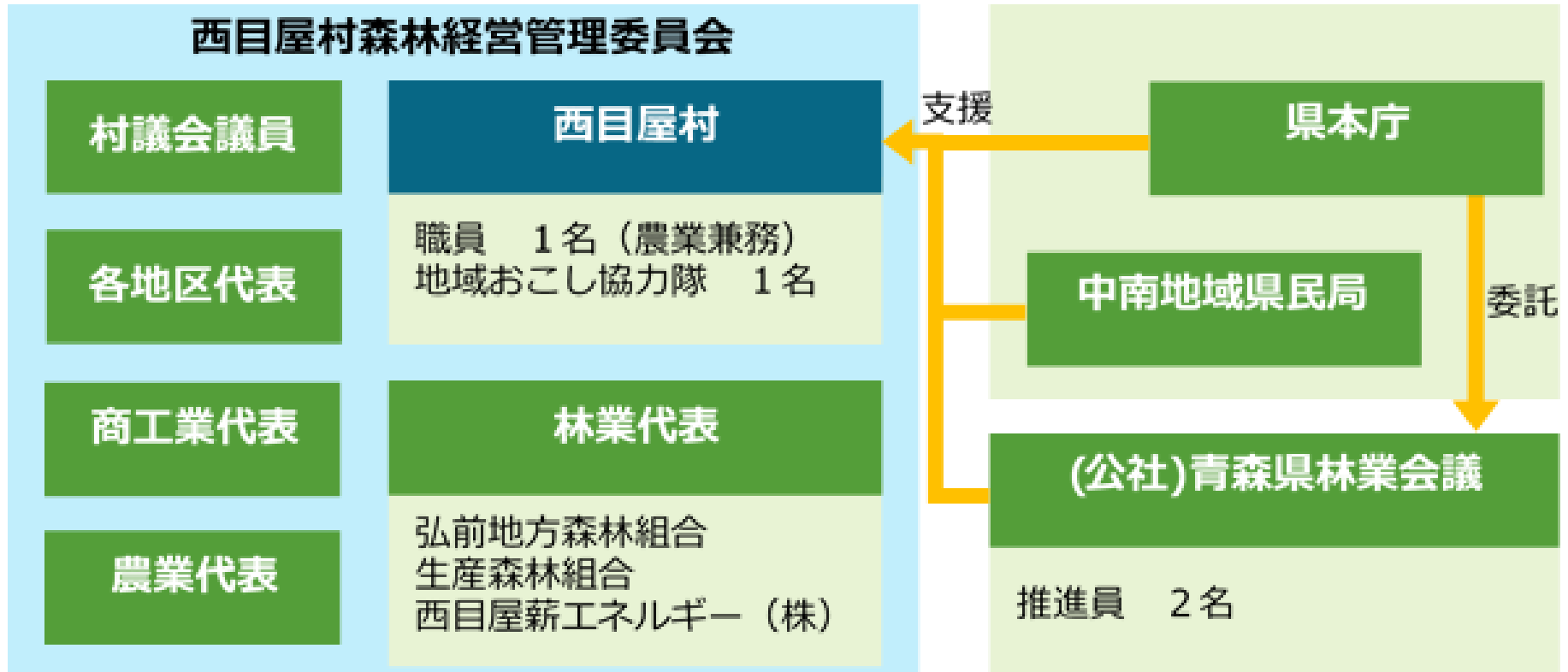
森林バイオマス推進室
室長 竹内 賢一郎

西目屋村の紹介

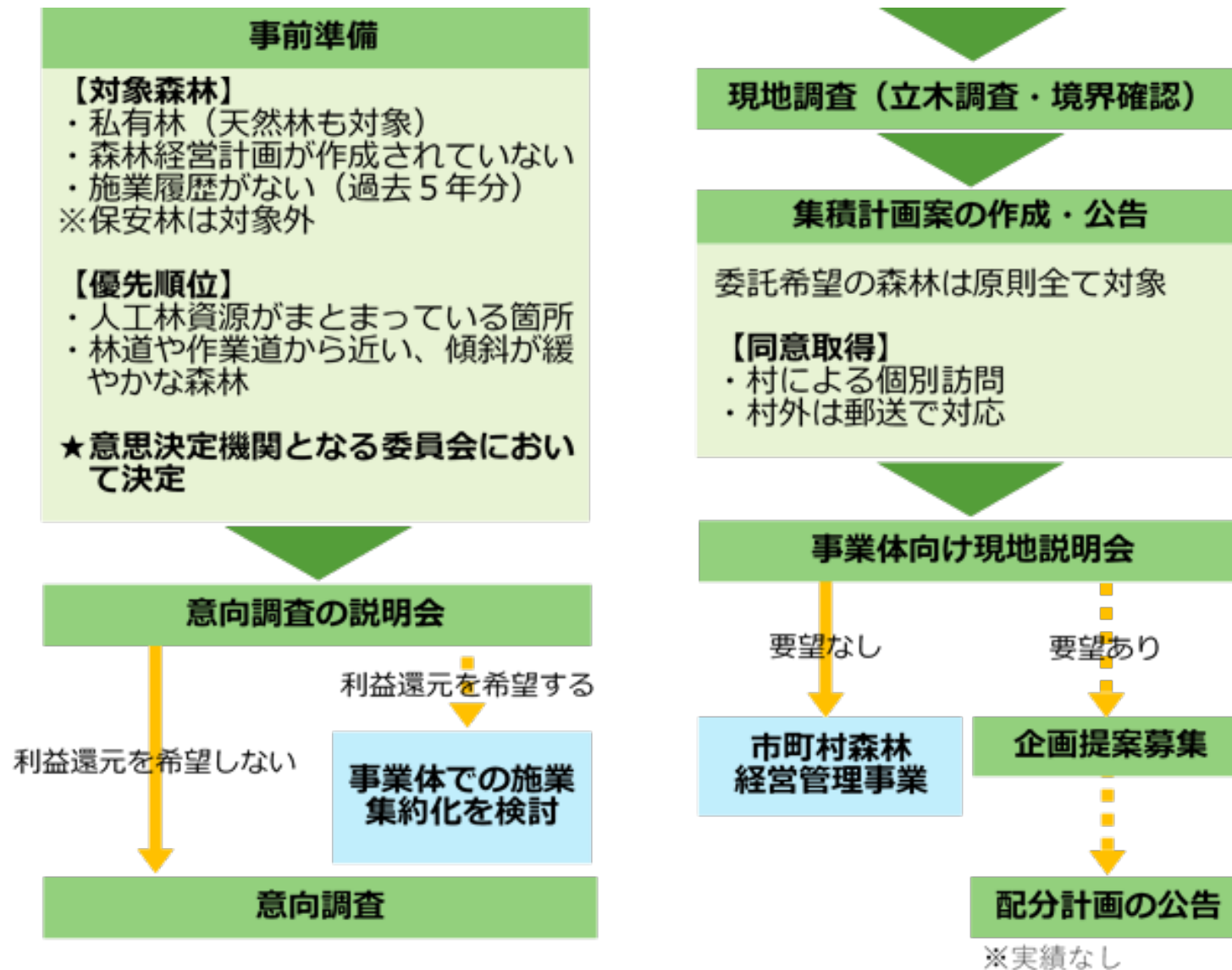
- ・本村は、青森県津軽地域の西部に位置し、三方山に囲まれ、津軽平野を潤す岩木川が本村の中央部を流れ、その源となる白神山地は、世界自然遺産に登録されています。
- ・人口1,297人と青森県内では1番人口の少ない村であり、行政区域の大半は山林原野で占められており、本村の総面積は、24,602 h aのうち森林面積は22,419 h aで、総面積の91.1%を森林が占めています。
- ・民有林面積は2,245 h aで、そのうち人工林面積は779 h a（人工林率34.7%）であり、人工林の約86%をスギで占めています。更に民有林の人工林における齢級構成は50～60年生がピークで主伐期を迎えております。
- ・民有林は利用される機会は減り、素材としての価値も減少してきたことから間伐などの手入れが進んでいない山林も多いが、村内には林業事業体はゼロ、併せて林業従事者も実質ゼロです。



森林経営管理制度の実施体制



取組の進め方



制度に取り組んでみた感想や工夫した点、課題等

- 感想：本制度の周知や理解を促す方法が重要と考え、地域組織を利用した中核組織を立ち上げたことが、当村の制度運営がスムーズにいった要因でした。
- 工夫：**①モデル地域の選定：**

村全域を対象としているが、理解や促進を促すために、平等性より効率性を重視したこと。

②所有者へ還元：

管理する森＝行政が管理する森林（集積計画）と、稼ぐ森＝森林組合に促す森林（森林経営計画）に別け、所有者へ収益を還元することを目指し従事したこと。

③事務支援：

稼ぐ森については、行政が森林組合と所有者の間に立ち（世話役）森林所有者からの同意を得る作業を行い、森林整備の促進を図ること。

今後の取組みの方向性

- ・ 森林管理マスタープランの作成：「SDGsの森づくり構想」
当村の森林整備を進める上で、各分野のゾーニング（危険な森・稼ぐ森・管理する森・遊ぶ森）を行い、今後の森林整備と地域振興を図る。
- ・ 主な内容
 - ①危険な森：巡回管理
 - ②稼ぐ森：森林組合へ整備を促す。
 - ③管理する森：保育間伐
 - ④遊ぶ森：ア 森林サービス産業
イ 森林空間レンタル産業
- ・ 狙い・ ・ 関係人口を用いた以下の地域課題解決を図る。
 - ・ 林業従事者の育成と確保・ ・ ・ 自伐型林業組織の設立
 - ・ 山村と都市の交流・ ・ ・ 新たな産業の創設
 - ・ 造林資金の確保・ ・ ・ 「企業の森」の誘致